

吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正に係る骨子案

1 概要

吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、児童福祉法の規定により厚生労働省令の定める基準を参酌し、放課後児童支援員（以下「支援員」という。）の配置及び資格の基準を定めています。

放課後児童健全育成事業所における人手不足が深刻な中、支援員の量及び質を確保するため、厚生労働省令について支援員の資格要件を拡充する改正が行われました。本市においても支援員が不足している状況であることから、条例で定める支援員の資格の基準について厚生労働省令の改正と同様の改正を行います。

2 改正内容

支援員となることができる者として、次の者を加えます。

- (1) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
- (2) 次のいずれかに該当する者であって、1年以上児童福祉事業に従事したもの
 - ア 大学を卒業した者
 - イ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学（飛び入学）を認められた者
 - ウ 大学院を卒業した者
 - エ 外国の大学を卒業した者

3 施行予定日

令和9年（2027年）4月1日